

第5回 診療行為に関連した死亡の調査の手法に関する研究会議 会議概要

研究代表者 西澤 寛俊

このたび、9月3日に第5回の研究会議が開催されたので、その概要について紹介する。

第5回の研究会議では、「センター調査に関する事項」を議題とした。

- ① 院内調査の結果センターに報告された情報の整理・分析
院内調査の結果センターに報告された情報の整理・分析に関していただいた主なご意見は、以下のとおり。
 - センターが院内調査の分析をするに当たっては、現場当事者全員にきちんと聴取したのか確認してはどうか。
 - 院内調査について、後から間違いを指摘するよりも、院内調査の報告前に、センターに相談するような仕組みが必要ではないか。
 - 1件1件の調査結果だけではなく、全国の報告書の蓄積を踏まえ、全国での再発防止につながるような分析が必要ではないか。
 - 院内調査報告は地域によって差が大きいので、全国の院内調査のレベルを合わせ、向上していくようにセンターが支援していく必要があるのではないか。
 - ② 医療機関又は遺族の申請を受けて行うセンター調査
医療機関又は遺族の申請を受けて行うセンター調査に関していただいた主なご意見は、以下のとおり。
 - 院内調査とセンター調査は並列で、どちらが上ということではなく、院内調査を中心としてそれをセンターがサポートする形としてはどうか。
 - 院内調査とセンター調査はどちらが上ということではなく、機能の違いではないか。
 - センター調査が行われる必要がなるべく少なくなるよう院内調査の段階の支援に注力してはどうか。
 - モデル事業の課題として、提言された再発防止策を医療機関が実践しているかの検証がないということがある。提言された再発防止策を医療機関が実践しているか検証する業務をセンターが担う必要があるのではないか。
 - 調査対象となった医療者のその後も調査してはどうか。
- いただいたご意見を踏まえ、研究代表者として以下のとおり発言した。
- 今回の制度は院内調査が中心である。
 - センターで整理・分析を行うためにも、院内調査の報告がしっかりしたものとなることが必要。院内調査の内容を詰めながら、センターの業務についても検討していく。

本日の会議は以上。次回会議は、9月17日14時から行う予定。